

第2号様式（第12条関係）

令和4年度 第3回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和5年1月30日（月） 午前10時00分から午後12時30分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎委員会室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、篠田優里委員、関根孝子委員、佐藤直大委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 委員の自己紹介
 - (3) 会長の互選等
 - (4) 会長あいさつ
 - (5) 議 題
 - ①大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【健康福祉部 生活援護課】

- ② 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う本市における関連例規等の制定及び改

正について（諮問）

【総務部 総務課】

③ 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）

【3件一括審議／No.20, N0.21, N0.22 案件：総務課政策法制係】

6 議事要旨

(1) 議 題

①大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について【健康福祉部 生活援護課】

(担当課から報告)

委 員 マイナンバーカード保有を推進するために個人を特定しなければならない理由は何か。

担当課 マイナンバーカードを保有していない個人を特定したうえで、被保護者に丁寧に対応する必要があるためである。

委 員 あえて目的外利用を行う必要はあるのか。

担当課 現場担当者による予定訪問対象の世帯数は3,000件近くあり、そのすべてに個別対応を行うのは現実的でなく、市民課からマイナンバーカードの取得状況についての情報提供を受ける必要がある。

委 員 マイナンバーカードの取得状況が保有されている目的は何か。

会 長 目的外利用なので、本来の目的と、今回の目的を説明していただきたい。

担当課 マイナンバーカードを用いることにより被保護者の健康状況を確認できるため、カードの取得を促している。

委 員 国は本人の意思に関わらず取得率100%を目指しており、生活援護課もこれに協力させられているような雰囲気を感じる。生活保護を受給している点に着目してマイナンバーカードの取得を促している点が気になる。

担当課 マイナンバーカードは運転免許証に代わる本人確認書類になるし、本人が手続を面倒に感じて申し込まないという事態を避けたいということもある。

会 長 被保護者はパソコンやスマートフォンの利用を許容されているのか。

委 員 許容されている。

会 長 そうすると、被保護者はスマートフォンを持っている人が大部分を占めるのか。

担当課 そうである。

会 長 実際、マイナンバーカードの発行手続は煩雑である。口座の開設は何を利用して行っているのか。

担当課 直近では住民票等を用いた事例があったが、その際には顔写真が必要とされた。

会 長 なぜ、3,000世帯分のマイナンバーカード取得状況が必要なのかの理由が不明

瞭である。取得状況を事前に把握しておく理由は何か。

担当課 ケースワーカーによる訪問では、体調やお金に関する諸事項等、確認事項が多岐にわたる。マイナンバーカードを取得していれば、事前に次の段階を案内することができる。そのため、マイナンバーカードの取得状況を確認し、マイナンバーカードの取得推進につなげる必要がある。

会 長 事前に知らず、当日に知った場合どのようなトラブルが想定されるか。

担当課 精神疾患があって、話を理解しづらい方もいる。その場合でも、本人が事前にカードを取得していれば、次の段階を説明できる。本人もスムーズに説明を受け入れることができる。

委 員 次の段階の説明とはなにか。

担当課 マイナンバーカードを取得した後、マイナポータルを活用し、生活保護を受給している旨の設定をしていただくという内容の説明である。

委 員 トラブルはごく一部の例外の場合に限られると考えられる。

会 長 被保護者としても知られたくないことはあり、この点に関するトラブルが発生することも考えられる。ところで、目的外利用の事案に関しては、利用の必要性と個人情報の機微さのバランスで判断する。本件は国の目的に沿った事務にも見える。その中で、どのような判断になるかを検討したい。

委 員 マイナンバーカードの取得を避けたい人の自由についてはどう考えるか。

担当課 そのような場合にまで本人に強要はしない。

担当課 生活保護を受けている方は、医療保険証を持っていない。そのため、資格の確認の方法が他になく、マイナンバーカード取得を推進しているという現状がある。消去法的にマイナンバーカードを発行し情報を紐づけるという体制にしている。

会 長 マイナンバーカードを郵送で独自に送ることはあるか。

担当課 基本的には対面で渡す。現時点では郵送手続きの計画はない。

(担当課が退室)

会 長 基本的に、事業としては、本来生活保護課がやるべきことではない。しかし、写真証明を持っていると役に立つことも否定できない。他方でデメリットもある。自分が何者であるかを識別できるカードを持ちたくないという人もいるのではないか。

委員 医療券を使っていたところ、マイナンバーを使っていくことでどう役に立つのかということが説明されるべきである。もっとも、漏れのない行政サービスの提供や、役所の負担を減らすためには、マイナンバーカードの取得を推進したいという担当課の意向は理解できる。

会長 問題は、マイナンバーカードの取得状況を利用する必要性である。

委員 定期訪問で情報は取得できるし、1対1で可能と考える。

委員 目的外利用の必要性の問題は、マイナンバー推進の取組みの仕方について、どこまでアクセルを踏んでいくかという問題である。対面という方法がある中で、国の方法が「必要」とまではいえない。

会長 有用とはいえるが、必要とは別と考えられる。

委員 ケースワーカーによる個別対応が望ましいが、世帯数から考えて現実的なのはわからない。

会長 審議の結論を伝えたくて、再度所管課の意見を聞きたい。

(担当課が入室)

会長 マイナンバーカードの取得状況については、個別対応でも可能であり、本日の説明を聞く限り、目的外利用によらなければならないというわけでもないという意見が多数である。目的外利用の必要性について、次回、もう一度説明していただきたい。

担当課 承知した。

②個人情報の保護に関する法律の施行に伴う本市における関連例規等の制定及び改正について【総務部 総務課】

(担当課から報告)

委員 「大和市個人情報保護法施行細則」は、条例の施行細則をベースに作成したもののか。

担当課 そのとおりである。

委員 「大和市個人情報保護審査会規則」第3条第4項の「なお書き」からすると、審査会の会議録は原則公開と読めるが、間違いはないか。

担当課 大和市民参加推進条例11条・12条の規定から、原則公開とされている。

会長 調査審議段階においては非公開とする点はどうか。注意的に記載したのはわか

らなくはない。しかし、会議録は情報公開で開示の対象となる。

担当課 生々しい発言がされると公正さが失われる。そのため、簡潔に作成する。情報公開請求がされた場合は、事務事業該当性が認められるものとして（大和市情報公開条例7条4号）非公開になると考える。

会 長 要約だとかえって、この程度の議論しかされていないのかという見方がされてしまう。また、「なお書き」の書き方では、案件が終わった後は公開すべきともとらえられる。なお書き以降は削ったらどうか。場合によっては、審査会自身が事案によって公開・非公開を決めるということも検討願いたい。

会 長 この件は、再度検討というかたちでよろしいか。

担当課 市民参加推進条例との整合性を含めて再度検討する。

会 長 「大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」及び「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」については、全部とは言わないが、今後も報告を受けてもいいのではないか。もっとも、要綱上の規定自体は削除していいし、そのために審査会を開く必要はない。

会 長 「大和市個人情報情報の目的外の利用及び提供に関する事務処理要領」についてだが、目的外提供に係る規定は第6条だけか。

担当課 この要領は、第3条が目的外利用をする際の手続を定めており、第1項第1号が従来の目的外利用を想定した条項となっている。外部提供の場合は第2号を適用する。

会 長 この要領は国の要請に基づくものか。

担当課 国からはガイドラインは特に示されていない。

委 員 「大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」及び「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」では、審査会への報告を規定するが、改正個人情報保護法の下ではこうした報告も許容されないということか。

担当課 改正法では、直接審査会への報告についての規定は置かれていないが、目的外提供に係る審査会諮問が許容されないこととの関係で整理したものである。

委 員 「大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」第8条第1項と第2項の適用範囲がよくわからない。

担当課 第1項は公用車が事故を起こした場合を想定している。これに対し、第2項は

公用車が事故に居合わせたケースを想定している。

会 長 少し規定がわかりにくく感じる。

委 員 第2項に1本化でもよいのではないか。

会 長 もう少し明確にしてもらいたい。

委 員 街頭防犯カメラの本来の目的は何か。

担当課 市はあくまでも犯罪の抑止という行政目的の達成のために防犯カメラを設置している。

委 員 防犯カメラは犯罪抑止、つまり捜査の目的ではないか。

担当課 捜査機関が主体となる捜査目的と市が主体となる防犯カメラの設置目的は異なる。捜査は、犯罪の認知があって、そこから捜査活動に切り替わっていく。市は犯罪抑止という目的で防犯カメラを設置するのであり捜査目的ではないが、そのため、目的外提供となり、捜査機関から照会を求められた場合は刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書を提出していただく。

会 長 防犯カメラの設置目的と捜査目的は少し離れているように感じる。

委 員 条例13条の「法令の規定に基づく場合」に該当しないか。刑事訴訟法第197条第2項に基づくものと考えすることはできないか。

会 長 他の条例を参照して見直していくのがよいのではないか。

会 長 では、「大和市個人情報保護審査会規則」、「大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」及び「大和市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」については一部修正を加えるという答申をするかたちでよろしいか。

(全員了承)

③保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について【総務部 総務課】

会 長 本件審査請求については時間の関係もあり、継続審議とする。

(全員了承)

以上